



中津川記者会同時配布資料
岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和5年6月14日(水)岐阜県発表資料			
所属	担当課	担当者	電話番号
恵那県事務所	環境課	野原 勝樹	代表 0573-26-1111 (内線215) FAX 0573-25-7129

中津川市中津川地内における土壤汚染について

土地所有者が、中津川市中津川地内の自己所有地において土壤調査をしたところ、土壤汚染対策法の指定基準を超える「鉛」が検出されたため、本日（6月14日）、土地所有者から恵那県事務所に報告がありました。

なお、この調査は土地所有者が土壤汚染対策法に基づき実施したものです。

1 報告内容

(1) 所在地

中津川市中津川地内

(2) 調査結果の概要

【土壤含有量調査】

項目	調査検体数	基準超過検体数	調査結果	土壤含有量基準	基準超過倍率
鉛	37	1	15mg/kg 未満 ～260mg/kg	150mg/kg 以下	1.73 倍

※鉛について、土壤溶出量調査も実施しましたが、基準超過はありませんでした。

2 汚染の原因

現時点では不明です。

3 今後の対応

- 鉛については、土壤含有量基準の超過であり、土壤溶出量基準の超過はなかったため、「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」に基づく周辺の地下水調査は実施しません。
- 土地所有者等に対して、土壤汚染対策法に基づき、汚染土壤の適正な管理等を行うよう指導します。

～参考～

【鉛に関する説明】

「鉛」は、比較的柔らかく加工が容易なため、古くから利用され、今日では主にバッテリーやはんだの原料として使用されています。以前は、ガソリンへの添加剤、水道管などにも使用されていました。鉛は、人体への蓄積性があり、また、人の臓器や組織に通常でも存在します。高濃度の鉛による中毒の症状としては、食欲不振、貧血、尿量減少及び腕や足の筋肉の虚弱などがあります。また、鉛は、地殻の表層部には重量比で0.0015%程度存在し、人為的な排出の他に地質に起因するものが含まれています。

参考：化学物質ファクトシート-2012年版-（環境省）

土壤汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン（環境省水・大気環境局）